

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年5月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年6月16日

衆議院議長 伊吹 文明 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年6月16日

参議院議長 山崎 正昭 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

衆議院議院運営委員長 逢沢 一郎 殿

参議院議院運営委員長 岩城 光英 殿

去る5月27日、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から内閣総理大臣に対し、「新たな国立公文書館の早期建設に関する要請」がなされました。

この要請に関し、公文書管理法及び国立公文書館を所管する政府として、下記のとおり考えますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

記

(議連要請の「2」について)

1. 公文書管理法では、両議院議長は内閣総理大臣との協議に基づき、歴史資料として重要な文書を国立公文書館に移管できる旨規定している。
2. 政府と最高裁判所とは、平成21年に申合せを行い、民事判決原本や重要な司法行政文書の移管が始まっている。
3. 立法府についても、公文書管理法の規定を踏まえ、重要な文書の移管あるいは寄託等について、所要の御検討をお願いしたい。

なお、政府においては、本年5月に「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を立ち上げたところであり、両議院から同会議への参加の御検討をお願いしたい。

平成26年6月19日

内閣府特命担当大臣 稲田 朋美

内閣府特命担当大臣 稲田 朋美 殿

去る6月19日に申入れのあった国立公文書館への重要文書の移管等に関する要請について、下記のとおり回答いたしますので御検討をお願いいたします。

記

- 1 貴職からの要請の趣旨については、6月19日に開催された議院運営委員会理事会において、当職から要請書を配布の上報告し、立法府としても今後議論していく必要がある旨、発言を行ったところである。
- 2 しかし、このような検討は、貴職の要請にあった「政府の調査検討会議に両議院から参加する」形で行うことは必ずしも適切ではなく、「三権の集まる場を設けて方向性を協議する」形とすべきと考える。
- 3 三権による協議に向けて、「協議すべき論点や方向性」などについて、政府の調査検討会議から具体的な御提案をいただいてはどうか。

平成26年7月17日

衆議院議院運営委員長 逢沢 一郎